

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成24年4月20日)

件名

- 1 平成23年度取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局

# 平成23年度取扱事件等の概要について

## 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成23年度取扱分 … 1件

事件番号	事件名 (申請者)	申立人	該当条項	請求内容	申立 年月日	終結 年月日 〔区分〕	審査委員等
23年 (不) 1号	鳥取県厚生事業団 不当労働行為救済 申立事件	鳥取県 厚生事 業団職 員労働 組合	労組法 7条2号 (団交拒否)	誠実団交	23.3.15	23.9.14  〔関与 和解〕	審査委員長 (公)河本 審査委員 (公)吉谷 (公)濱田 参与委員 (労)五十嵐 (労)本川 (使)宮城

### <事件の概要>

申立人は、被申立人と行った団体交渉について、当該団体交渉における被申立人の対応が不誠実なものであり、労働組合法第7条第2号所定の不当労働行為に当たるとして救済申立が行われたものである。

### <請求する救済内容>

- 1 申立人が被申立人に要求した従来準職員に関する給料改善等に関する事項について、誠意を持って団体交渉に応じること。
- 2 申立人が被申立人に要求した調理員正職員の退職に伴う正職員補充等に関する事項について、誠意を持って団体交渉に応じること。
- 3 申立人が被申立人に要求した人事異動に関する配慮に関する事項について、確認書を作成し、誠実に団体交渉に応じること。
- 4 謝罪文の提出及び掲示。

### <審査経過の概要>

審査計画策定等の調査を3回、証人尋問等の審問を2回行い、8月4日に結審した。  
結審後、和解のための委員調査(4回)を行い、申立人及び被申立人に対し和解勧誘を行ったところ、双方の歩み寄りが図られ、9月14日に当事者間において和解が成立した。  
同日、当事者双方から和解認定の申立てがなされ、労働委員会が、当該和解内容について、当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当であると認定し、本事件は終結した。

### <主な和解内容>

当事者双方は、労働協約全般について見直し、改定に向けて精力的に団体交渉を行うこと。

## 2 労働争議調整事件の取扱状況

### (1) 平成23年度取扱分 … 2件

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	開始 月日	終結 月日 [区分]	調整 回数	調整員
23年 (調) 1号	A争議 (A労働組合)	あっせん	H23. 7.20	団体交渉の促進	H23. 9.5	H23. 9.29 [解決]	2回	(公)太田 (労)五十嵐 (使)江尻
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 労働組合（申請者）が使用者（被申請者）に再三にわたって団体交渉の開催を申し入れたが、団体交渉が開催されないため、団体交渉の促進を調整事項としてあっせんで申請したもの。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側：労働組合は、再三にわたって団体交渉の開催を申し入れたが、使用者（会社）は団体交渉に応じない。</p> <p>○ 使用者側：団体交渉の日程調整を行っているものであり、団体交渉は行う予定である。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ あっせん申請後に、労使当事者間において団体交渉を2回開催した。</p> <p>○ 9月10日 第1回あっせん あっせん申請後の団体交渉の経過等について、労使双方から聴取した。</p> <p>○ 9月29日 第2回あっせん 労使双方から意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、団体交渉の方法についてあっせん案を提示したところ、双方受諾し事件は解決した。</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	開始 月日	終結 月日 [区分]	調整 回数	調整員
24年 (調) 1号	B争議 (B労働組合)	あっせん	H24. 3.2	配置転換の撤回 団体交渉の促進	H24. 3.2	H24. 3.22 [解決]	1回	(公)太田 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)江尻
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 組合員の配置転換を労使協議事項とする労働協約があるにもかかわらず、使用者（被申請者）が労働組合（申請者）との協議を経ることなく配置転換を発令しようとしており、また、団体交渉も実質的に開催できずにいるとして、組合員の配置転換の白紙撤回及び団体交渉の促進を調整事項としてあっせんで申請したもの。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側：労使協議を経ない配置転換は労働協約違反である。団体交渉についても事前に団交ルールを確認する段階で労使の見解が一致せず、こう着している。</p> <p>○ 使用者側：配置転換は労使協議事項ではなく、経営側の専管事項である。団体交渉には誠実に対応してきた。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ 3月10日 第1回あっせん 労使双方から意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、労働協約の適用と団体交渉の促進についてあっせん案を提示した。</p> <p>○ 3月22日 労使双方があっせん案を受諾し、事件は解決した。</p>								

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成23年度取扱分 … 31件

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
23年 (個) 3号	労働者	年次有給休暇及び 傷病手当金の補償に 関する話合い	H23. 3.10	H23. 4.9	打切り (31日)	1回	当事者の主張の 隔たりが大きく あっせん不成立
23年 (個) 4号	労働者	傷病等に対する損害 賠償請求	H23. 4.4	H23. 6.3	打切り (61日)	1回	被申請者があっ せん案を不受諾
23年 (個) 5号	労働者	解雇の撤回	H23. 5.6	H23. 9.21	解決 (139日)	3回	勧奨退職及び解 決金を支払うこ と等で合意
23年 (個) 6号	労働者	職場環境の改善	H23. 5.30	H23. 8.5	解決 (68日)	3回	職場環境の改善 等で合意
23年 (個) 7号	労働者	職場環境の改善	H23. 5.30	H23. 6.21	取下げ (23日)	—	あっせん手続外 で職場環境改善 が実現
23年 (個) 8号	労働者	未払賃金の請求及び 退職に関する話合い	H23. 6.28	H23. 8.18	解決 (52日)	—	実情調査を契機 に自主的交渉が 促進
23年 (個) 9号	労働者	雇止めの撤回	H23. 6.30	H23. 7.29	取下げ (30日)	—	申請者があっせ んの継続を希望 しない旨を表明
23年 (個) 10号	労働者	採用内定の取消しに 対する補償	H23. 7.1	H23. 8.28	解決 (59日)	1回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 11号	労働者	休職に関する話合い	H23. 7.11	H23. 8.5	解決 (26日)	3回	休職及び復職の 条件等で合意
23年 (個) 12号	労働者	休業補償の請求ほか	H23. 7.19	H23. 9.20	解決 (64日)	2回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 13号	労働者	賞与の請求	H23. 7.27	H23. 8.19	解決 (24日)	—	実情調査を契機 に自主的交渉が 促進
23年 (個) 14号	労働者	解雇の撤回	H23. 7.29	H23. 8.27	解決 (30日)	1回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 15号	労働者	休職に関する話合い	H23. 9.9	H23. 10.5	取下げ (27日)	—	あっせん手続外 で自主解決
23年 (個) 16号	労働者	解雇の撤回	H23. 9.20	H23. 10.28	解決 (39日)	1回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 17号	労働者	退職に関する話合い	H23. 9.30	H23. 11.4	打切り (36日)	2回	被申請者があっ せん案を不受諾

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打切り理由等
23年 (個) 18号	労働者	退職金の請求	H23. 10. 4	H23. 12.21	解決 (79日)	2回	あっせんに契機に自主的交渉が促進
23年 (個) 19号	労働者	退職の撤回及び休職に関する話合い	H23. 10.27	H24. 1.10	打切り (76日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
23年 (個) 20号	労働者	解雇の撤回	H23. 11. 1	H23. 11. 8	取下げ (8日)	—	あっせん手続外で自主解決
23年 (個) 21号	労働者	退職に関する話合い	H23. 11. 7	H23. 12.16	解決 (23日)	1回	会社都合退職等で合意
23年 (個) 22号	労働者	勤務日数の確保及び未払賃金の請求	H23. 11. 8	H23. 12.16	解決 (39日)	2回	解決金を支払うこと等で合意
23年 (個) 23号	労働者	解雇に伴う損害賠償請求及び謝罪	H23. 12.14	H24. 1.19	解決 (37日)	1回	秘密条項の締結等で合意
24年 (個) 1号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	H24. 3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 2号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	H24. 3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 3号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	H24. 3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 4号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	H24. 3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 5号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	H24. 3. 5	取下げ (22日)	—	申請者があっせんの継続を希望しない旨を表明
24年 (個) 6号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.14	H24. 3.24	解決 (40日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 7号	労働者	退職に関する話合い	H24. 2.17	H24. 3.22	取下げ (35日)	—	あっせん手続外で自主解決
24年 (個) 8号	労働者	退職の申入れに関する話合い	H24. 3. 6	—	—	—	次年度繰越
24年 (個) 9号	労働者	離職理由の修正及び未払賃金等の請求	H24. 3.26	—	—	—	次年度繰越
24年 (個) 10号	使用者	共同経営の解消に関する話合い	H24. 3.30	—	—	—	次年度繰越

(2) 平成23年度取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
78	19	18	27	11	3
件数 (実数集計) [件]	処理状況 (実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
31	18	6	4	0	3

平均処理日数	44.0日
解決率	81.8%

※平均処理日数は最終分の数字である。

※解決率… (解決) ÷ {(解決) + (打切り)}

4 平成23年度の個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
551	146	91	168	83	63
件数 (実数集計) [件]	対応状況 (実数集計) [回]				
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介	
304	35	219	17	33	

5 取扱事件数等の推移

区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		不当労働行為救済申立 (係属)	1	0	0	0	1
労働争議調整 (新規受付)	2	4	1	4	0	2	
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)	21 (全国1位)	19 (全国5位)	27 (全国3位)	29 (全国7位)	17 (全国8位)	30 (過去最多)	
個別労働関係紛争 労働相談	実数	69	98	136	110	194	304 (前年度比 1.57倍)
	重複	96	116	179	143	285	551 (前年度比 1.93倍)

区分		年度	22年度	22年度	23年度	23年度
			上半期	下半期	上半期	下半期
個別労働関係紛争 あ　　つ　　せ　　ん (新　規　受　付)			12	5	14	16
個別労働関係紛争 労　働　相　談	実数		81	113	138	166
	重複		101	184	243	308